

八王子市業務継続計画（自然災害編）概要版

第1章 総則

◇業務継続計画とは

八王子市業務継続計画(以下「業務継続計画」という。)は、災害時に行政自らが被災し、人・物・情報通信等利用できるものに制約がある中で、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対処手順、業務に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大地震等による大規模災害時でも適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

◇業務継続計画の対象とする業務

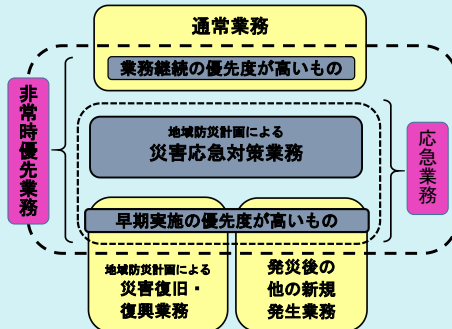
業務継続計画の対象となる業務は、大規模災害時でも優先して実施すべき業務で、災害応急対策業務と早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等(以下「応急業務」という。)と業務継続の優先度が高い通常業務で、これらを総称して「非常時優先業務」という。

◇業務継続計画の位置付けと効果

業務継続計画は、八王子市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。))で策定が規定され、行政が被災した状況下で、市が行う業務に優先順位をつけて実施体制を整備する計画。

業務継続計画を策定することで、非常時優先業務の執行体制や実施手順が明確となり、行政の機能不全を回避して早期により多くの業務が実施可能となる。

(内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド(平成27年5月)」中の図を加工)



第2章 業務継続の基本方針及び適用

◇業務継続の基本方針

八王子市に大規模災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合における業務継続の基本方針を次のように定める。

- ① 市民の生命、身体及び財産を保護することを最優先とするとともに、市民生活、社会機能の維持に必要となる業務を継続する。
特に、発災後72時間までは人命救助を最優先業務として、市民生活や社会機能の維持に著しい影響がある通常業務以外は実施しない。
- ② 職員の安全を確保し、災害対策本部機能を早期に確立する。
- ③ 災害発生後、本計画を発動した際には、職員や本市が持つ資源を総動員して、あらかじめ選定した非常時優先業務を最優先で実施する。

◇計画の発動、期間及び解除

計画の発動は、初回災害対策本部会議で発動が決定された場合、又は被災状況により市長が発動が必要と判断したとき。対象期間は、発動後1か月間とする。ただし、災害対策本部が廃止された場合や被災状況等を踏まえ市長が解除、延長する場合がある。

◇指揮の権限代行

市長が不在の場合の指揮権限の代行は、応急業務については、地域防災計画に定めた代行順位に従い、業務継続の優先順位が高い通常業務は、八王子市事務決裁規定等に従う。

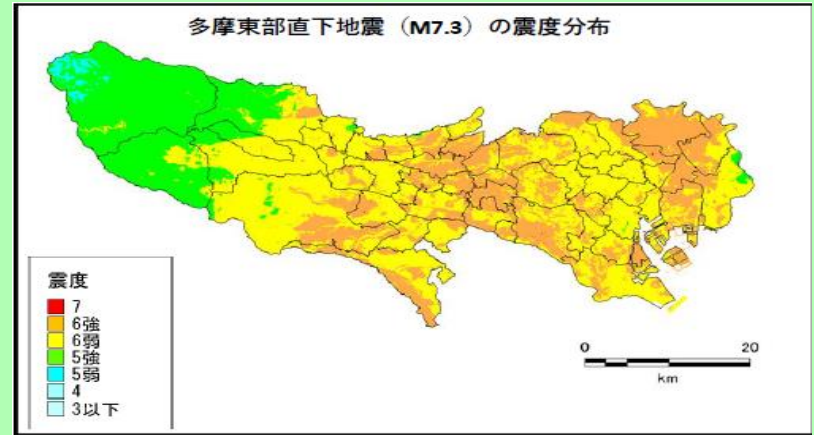
第3章 前提とする災害と被害想定

◇想定する災害

業務継続計画の前提とする自然災害は、地震災害と風水害とする。

◇地震による被害想定

東京都が令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」で想定した地震のうち、本市の人的被害、焼失棟数を含む建物被害が最も大きくなる多摩東部直下地震を前提とする。多摩東部直下地震による震度分布及び本市の主な被害状況は下の図表のとおり。



多摩東部直下地震		単位	冬・早朝		冬・昼		冬・夕方		
			風速4m/s	風速8m/s	風速4m/s	風速8m/s	風速4m/s	風速8m/s	
建物被害	全壊棟数	棟	2,452						
	半壊棟数	棟	10,409						
	うち大規模半壊	棟	2,125						
人的被害	倒壊建物を含む焼失棟数	棟	1,379	1,490	1,760	1,896	2,864	3,094	
	死者数	人	183	186	114	117	167	172	
	負傷者数	人	3,047	3,059	2,464	2,478	2,764	2,785	
避難者	うち重傷者数	人	285	288	264	268	329	335	
	発生数	人	79,948	80,350	81,331	81,833	85,330	86,163	
ライフライン	電力	停電率	%	4.4	4.5	4.6	4.7	5.2	5.3
	通信	不通率	%	1.8	1.0	1.2	1.3	1.9	2.0
	上水道	断水率	%	21.4	21.4	21.4	21.4	21.4	21.4
	下水道	管きよ被害率	%	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
	ガス	供給停止率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

◇風水害

本市域には多くの河川や水路が存在し、また、宅地等の土地利用の進展により浸透機能が低下した結果、局地的な内水氾濫型の水害が発生している。八王子市ハザードマップによると、市庁舎が位置する元本郷町三丁目付近も南浅川からの氾濫水と内水により浸水するとされており、本庁舎浸水対策基本構想における建物浸水深の測量結果は最大で2.03mと想定。

八王子市業務継続計画（自然災害編）概要版

第3章 前提とする災害と被害想定

◇本庁舎建物等の被害想定及び業務執行環境の検証

➤ 建物

震度6強の地震の際、本庁舎建物の構造部は、一部損壊の可能性があるものの、崩壊の可能性は低い。非構造部では、窓ガラスの破損、執務室内の什器等の転倒・移動による被害が想定。また、浸水対策は、浸水深最大2.1mに設定した対策工事を進めており、地下に位置する重要設備室は、防水扉を先行設置済。

➤ 電力

停電時に備え、供給能力1,000kW(500kW×2)の非常用発電設備を整備済。1日当たり12.5時間稼働させた場合、最大で約7日間(連続運転した場合は、約97時間)電力供給が可能。

➤ 通信

庁内固定電話15回線を災害時優先電話に指定。停電時でも非常用発電機から電源を供給できるため、通信事業者設備が正常であれば通常通り使用可能。また、災害時優先電話となる携帯電話8回線のほか、公衆電話を庁舎内1台、庁舎外3台設置。

➤ 上下水道

断水に備え、受水槽(70t×1基)、高架水槽(10t×2基)を整備済。満水時で90tを確保。断水時でも最大で12日間(本庁舎職員2,400人×3ℓ/日)の供給が可能。本庁舎建物を原因とした下水排水設備の被害リスクは低い。各階トイレの洗浄水は、雨水を濾過滅菌した中水利用により、継続的に洗浄水の確保が可能。

➤ ガス

本庁舎建物を原因とした都市ガス設備の被害リスクは低い。本庁舎までの配管は耐震耐食性のあるものが使われており、配管被害リスクも低い。

◇本庁舎の代替施設

本庁舎が機能不全となった場合の災害対策本部設置場所は、①大横保健福祉センター②東浅川保健福祉センター③芸術文化会館(いちようホール)の順とする。

◇災害時における通信手段の確保

災害時にもつながりやすい通信手段として、地域防災無線、衛星携帯電話を整備。

◇重要な行政データのバックアップ

発災時は、サーバ及び職員が使用するパソコン等の機器は、落下転倒の破損により一部が使用できなくなると想定される。このため、重要なデータについて定期的にバックアップを行い、遠隔地で保管を行っている。また、情報システムにおいて被災時に大きな影響があるライフラインは、電力である。本庁舎内の安全が確認され次第、非常用発電設備から電力が供給される。電力供給が可能となったら業務継続の優先度により、行政情報ネットワークシステムから順次稼働させる。通常の通信回線が停止すると、データセンターへのアクセスが断たれることとなる。復旧までの間は重要な情報のみ災対策略部として実施するが、無線データ通信機器を活用して、可能な限り業務継続を図る。

◇食糧等の備蓄

大規模災害発生直後は、物流の遮断等により食糧や飲料水等の不足が想定されるため、市は、避難者や帰宅困難者とともに、災害対策従事者用の食糧、飲料水等の備蓄をすすめる。なお、災害対策従事者は、非常参集時に食糧等の持参と自宅備蓄の確保に努める。

第4章 非常時優先業務

◇非常時優先業務を開始・再開する局面設定

災害発生からの時間経過による段階的な局面(フェイズ)を設定し、開始・再開する非常時優先業務をこの局面ごとに整理する。

【業務開始・再開等の局面設定と開始・再開等業務例】

局面	発災からの時間経過	局面設定の考え方
フェイズ0 (風水害のみ)	発災前の事前対策	災害発生前であるが、職員配備体制、避難所開設準備を行う局面
フェイズ1	発災～ 3時間	発災直後の人命救助や初動応急対策体制の立ち上げを行う局面
フェイズ2	発災後3時間～ 24時間(1日)	人命救助を継続するとともに、災害応急活動を開始、避難所を開設する局面
フェイズ3	発災後24時間～ 72時間(3日)	72時間経過すると生存率が急激に低下するため、人命救助活動を最優先に、避難所の生活環境の向上を図る局面
フェイズ4	発災後72時間～ 1週間	被災者への救援救助を継続するとともに、被災者の生活支援を開始する。また、行政機能の回復に向けた取り組みを進める局面
フェイズ5	発災後1週間～ 1カ月	復旧・復興期に移行し、インフラの復旧を開始するとともに、被災者に対して各種支援を行う局面。また、通常業務の多くが再開され、行政機能が元に戻る局面。

局面	発災からの時間経過	開始・再開業務例
フェイズ0 (風水害のみ)	発災前の事前対策	・風水害避難所開設(準備) ・災害、気象情報収集 等
フェイズ1	発災～ 3時間	・初動体制の確立(対策本部設置、職員参集) ・救急救命救助、避難者対応 ・市施設、市内被害状況把握 ・中断できない通常業務 等
フェイズ2	発災後3時間～ 24時間(1日)	・救急救命活動(負傷者対応、緊急医療救護所開設等) ・帰宅困難者対応、避難所開設・重大行事等の延期調整 等
フェイズ3	発災後24時間～ 72時間(3日)	・避難所運営、避難者ニーズ把握 ・災害時要配慮者対策 ・業務システム再開に伴う業務 等
フェイズ4	発災後72時間～ 1週間	・負傷者対応・避難所運営・避難者ニーズ把握 ・インフラ復旧、災害廃棄物等撤去 ・受援体制構築、ボランティア受入れ ・教育再開、窓口事務再開 等
フェイズ5	発災後1週間～ 1カ月	・避難所廃止、統合・インフラ復旧・災害廃棄物等の処理 ・被害認定調査、罹災証明発行・応急仮設住宅入居事務 等

八王子市業務継続計画(自然災害編)概要版

第4章 非常時優先業務

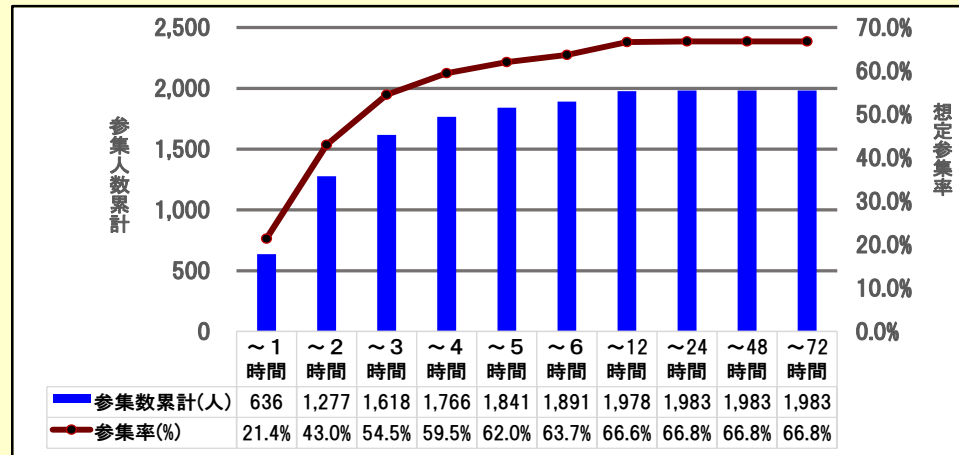
◇職員参集態勢

地震発生を想定した本市職員の配備態勢は、下表のとおり。

態勢	配備基準	配備態勢	配備委員の目安
配 警 備 態 勢 戒	○ 市域に震度4の地震が発生したとき ○ その他、本部長が必要と認めたとき	各部課が所管する施設、事項等の被害の有無を確認するとともに、庁内相互及び関係機関との連絡活動等が円滑に実施できる態勢	左記に必要な各部の部長、職員及び防災課職員
配 第 1 備 態 勢 非 常	○ 市域に震度5弱の地震が発生したとき ○ 市域に地震で局地的災害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ その他、本部長が必要と認めたとき	各部課・所が、それぞれ分掌する事務分野に応じて、小規模な応急措置をとり、救助活動、情報収集、広報活動等が円滑に実施できる態勢	2～3割
配 第 2 備 態 勢 非 常	○ 市域に震度5強の地震が発生したとき ○ 市域に地震で数地域の被害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ その他、本部長が必要と認めたとき	数地域についての救助救護活動を行い、また、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる態勢	6～7割
配 第 3 備 態 勢 非 常	○ 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき ○ 市域に地震で激甚な災害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ その他、本部長が必要と認めたとき	市が有する組織・機能のすべてをもって対処する態勢	全職員

◇職員参集想定

災害対策本部が自動設置される震度6弱以上の地震が勤務時間外に発生した場合、全ての職員が参集対象となるが、職員自身の被災等による参集不可能や交通機関の不通等により直ちに参集することが困難等といった一定の条件を付して算出した発災後72時間までの職員参集人数と全職員数に対する割合を想定する。



第4章 非常時優先業務

◇非常時優先業務の整理

大規模災害発生時に各種資源の制約がある状況下で事業継続を行うため、非常時優先業務を応急業務と業務継続の優先度が高い通常業務に分け、次の観点に基づき、業務開始・再開時期を経過時間ごととの局面別に整理した。

- 応急業務は、地域防災計画「震災応急対策編」に災害対策本部の分掌事務と活動時期が示されているため、これを基本として業務開始時期を設定。
- 業務継続の優先度が高い通常業務は、市民生活への影響や法令等に基づく適切な執行、他の業務への影響等を考量して、発災から1か月以内に開始・再開する業務を選定。業務の選定は、その時点で実施可能かという「可能性」ではなく、住民にとってその業務が実施されることが必要かどうかという「必要性」の観点から検討。
- 業務開始・再開時期は、「いつまでに」「いつ頃」その業務が一定程度実施されているかの観点で検討し、最も早く実施できる局面を選ぶ。

フェイズ	業務開始・再開時期					計
	フェイズ1	フェイズ2	フェイズ3	フェイズ4	フェイズ5	
発災からの時間経過	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月	
応急業務の数	67	41	38	27	26	199
優先的通常業務の数	35	14	57	126	219	451
計	102	55	95	153	245	650
必要人員	1,569人	1,544人	1,691人	2,046人	2,231人	

第5章 業務継続マネジメント(BCM)

◇訓練・研修の実施

大規模災害時に適切な業務継続を図るためには、職員が計画の内容を理解し、対応力の向上を図る必要がある。そのため、計画的に訓練・研修を実施する。

◇計画の継続的な見直し

本計画の実効性を高めるため、訓練・研修の実施から生じた課題や実災害対応から得た教訓を計画に反映させるための修正を継続的に行う。

◇庁内マニュアルへの反映

庁内災対各部が策定している災害対応マニュアルについて、地域防災計画に加え、本計画や地域防災計画に付随する各計画等との整合を図り、随時更新を行う。

【八王子市業務継続マネジメント(BCM)図】

